

保育園・幼稚園をさがす

(1) 認可保育所・認定こども園

認可保育所

●認可保育所とは

保護者が就労などのために、常時、家庭で保育できないお子さんを、保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。

受入年齢	入所日時点で、産休明け（生後43日目）から小学校就学前までのお子さんが受入れの対象となりますが、保育所によって、受入年齢が異なるので、詳細は81～92ページをご覧ください。
開所日	月曜～土曜。日曜、祝日、年末年始はお休みです。
開所時間	公立保育所 7：30～18：30 （7：00からの朝延長及び20：00までの延長保育あり） 民営保育所 7：00～18：00 （又は7：30～18：30） （7：00からの朝延長及び19：00又は20：00までの延長保育あり）
保育料	お子さんの年齢と世帯の市民税額※によって、決まります。
申込み先	区役所地域みまもり支援センター児童家庭課（児童家庭サービス係）、地区健康福祉ステーション（児童家庭サービス担当）にお申込みください。 TELは、111・112ページ参照

※国の考え方に基づき、一部税額控除（住宅借入金特別控除、ふるさと納税等）の適用はありません。

※平成 30 年度から指定都市の市民税の税率が変更されましたが、保育料は、変更前の税率で計算した市民税額をもとに算出します。

問合せ先

こども未来局保育対策課

TEL200-3727 FAX200-3933

福祉サービス第三者評価結果について

福祉サービス第三者評価の結果は、「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」で検索ください。

認定こども園

●認定こども園とは

保護者の就労等を問わず、就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、すべての子育て家庭を対象に子育て相談や親子の集いの場の提供など地域における子育て支援を実施する学校及び児童福祉施設です。

受入年齢	0歳から小学校就学前までのお子さんが受入れの対象となりますが、認定こども園によって受入年齢が異なりますので、詳細は各園にお問い合わせください。
開園日	月曜～土曜。日曜、祝日、年末年始はお休みです。幼稚園児（1号認定子ども）として入園する場合は、夏休み・冬休み・春休みの長期休園があります。園によっては土曜は閉園している場合もありますので、詳細は各園にお問い合わせください。
開園時間	7：00～18：00（又は7：30～18：30） 保育園児（2号・3号認定子ども※）は、7：00からの朝延長及び18：30から20：00までの延長保育を実施している園があります。 幼稚園児（1号認定子ども）の標準的な教育時間は9：00～14：00で、希望者は朝9時以前と、14時以降の預かり保育があります。（実施時間は園により異なります。）
保育料	0歳児～2歳児（3号認定子ども）は、世帯の市民税額によって決まります。3歳児～5歳児（1号・2号認定子ども）は無料です。 他に、入園料や特定負担額（保育料の上乗せ分）等があります。
申込み先	2号・3号認定（保育認定）を希望される場合は、お住まいの区の区役所地域みまもり支援センター児童家庭課、地区健康福祉ステーション（児童家庭サービス担当）に申し込んでください。1号認定（教育認定）を希望される場合は、直接認定こども園に申し込んでください。

※2号認定：3歳児以上 3号認定：3歳児未満

問合せ先

こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当

TEL200-3179 FAX200-3533

令和5年4月現在、市内の認定こども園は21施設です。

施設名	類型	所在地	電話番号
江川幼稚園	幼稚園型	川崎区江川2-5-5	299-1781
川崎協立幼稚園	幼稚園型	川崎区大島3-5-6	233-8667
ゆりかご幼稚園	幼稚園型	川崎区小田1-16-16	322-3979
竹園幼稚園	幼稚園型	川崎区小田3-13-16	322-7716
福音幼稚園	幼稚園型	川崎区境町3-12	222-4525
鹿島田幼稚園	幼稚園型	幸区鹿島田2-22-44	533-0348
女躰神社こども園	幼保連携型	幸区幸町1-992-3	742-6211
大楽幼稚園	幼稚園型	中原区木月4-22-32	431-5850
田園調布学園大学みらいこども園	幼保連携型	中原区下新城1-15-3	751-1211
津田山幼稚園	幼稚園型	高津区下作延4-30-28	865-5121
新作やはた幼稚園	幼稚園型	高津区新作4-19-10	888-6008
健爽学園ゆりかご幼稚園	幼保連携型	宮前区犬蔵1-19-16	977-1623
宮前おひさまこども園	幼保連携型	宮前区西野川2-22-5	872-7903
宮前幼稚園	幼稚園型	宮前区西野川2-24-18	766-7907

施設名	類型	所在地	電話番号
生田ひまわり幼稚園	幼保連携型	多摩区栗谷1-11-6	955-9998
宿河原幼稚園	幼稚園型	多摩区宿河原2-24-4	911-3199
ひがしすげ幼稚園	幼稚園型	多摩区菅北浦1-6-50	944-4152
丸山幼稚園	幼稚園型	多摩区登戸1293	911-3624
川崎青葉幼稚園	幼稚園型	麻生区上麻生4-2-2	966-3179
百合丘めぐみ幼稚園	幼稚園型	麻生区百合丘1-12	954-4665
ルミエール幼稚園	幼稚園型	麻生区百合丘2-13-1	966-4567

(2) 地域型保育事業

1 地域型保育事業とは

子ども・子育て支援新制度により、平成27年度から新たな保育事業として位置づけられた事業です。0歳～2歳までを対象とした、定員が19人までの小規模な保育事業です。（事業所内保育事業には、定員が20人以上の施設もあります）

2 地域型保育事業の類型について（92ページ以降参照）

地域型保育事業は次の4類型となりますが、本市においては小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業を実施しています。（令和5年4月時点）

●小規模保育事業 A型～C型

A型は保育従事者のうち全員、B型は1/2以上が保育士資格を有しています（保育士資格を有しない保育従事者については、必要な研修を実施）。C型は、家庭的保育者（必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識・経験を有する者）による保育を行います。

●家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象に家庭的保育者により、きめ細やかな保育を行います。

●事業所内保育事業

事業所の保育施設等で従業員の子どもと、地域の子どもを一緒に保育します。

●居宅訪問型保育事業 ※実施なし

保育が必要な子どもの自宅において、家庭的保育者により保育を行います。

3 受入年齢について

小規模保育事業及び家庭的保育事業は概ね 5 か月以降からの受け入れとなります。一部産休明け（生後 43 日目）から受け入れている施設もあります。

4 連携施設について

定員が 19 人までと小規模なこと、3 歳未満児のみ受け入れ対象としていることから、連携施設を設定し、保育内容の支援や、卒園後の受け入れを行うこととなります。なお、卒園後の受け入れについては、連携施設のみでは卒園後の受入枠を確保することが困難なため、近隣の認可保育所等を協力施設として、優先利用できるよう調整します。また、家庭的保育事業については、家庭的保育者の病気などによるお休みの際の代替保育も実施します。

5 開所日及び開所時間

ア 開所日

月曜日から土曜日。日曜、祝日、年末年始はお休みです。小規模保育事業 C 型及び家庭的保育事業、一部の事業所内保育事業は土曜日もお休みです。

イ 開所時間

7:00～18:00（又は 7:30～18:30）（7:00 からの朝延長及び 19:00 又は 20:00 までの延長保育あり）

小規模保育事業 C 型及び家庭的保育事業は 8:30～17:00 までとなります。この範囲を超えて、保育を必要とする場合は、各事業者と御相談ください。

問合せ先

こども未来局保育第 2 課 TEL200-3128 FAX200-3933

(3) 認可外保育事業

95～99ページに記載している施設一覧は、令和5年4月現在で、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を発行している施設です。

川崎認定保育園

児童福祉法上の認可を受けていない保育施設のうち、開設日時や有資格者数・施設・設備等の市が定めた一定の基準を満たし、市が独自に認定した保育施設です。

助成対象	市内在住で、児童が週4日以上通園しており、保護者が月64時間以上就労しているなど一定の要件を満たす方。
受入年齢	0歳～小学校就学前（保育園によって異なります。）
開所日時	平日の日中11時間以上の開所（保育園によって異なります。施設により土曜日保育を実施）
保育料	保育園によって異なります。※別途、保育料補助の制度があります。
有資格者数	2/3以上または1/2以上
申込先	各保育園に直接お申込み・お問合せください。TEL95～97ページ参照
その他	一部施設において、短時間のパートタイム就労や在宅で子育てを行っている方への時間預かりのリフレッシュ保育も行います。 また、多子軽減制度として在園児童の兄弟が川崎認定保育園、保育所等、幼稚園などを利用している場合、川崎認定保育園の保育料が1万円軽減されます。

川崎認定保育園保育料補助金

川崎認定保育園に通園しているお子さんの保育料を補助します。

●補助の対象

市内在住で、児童が週4日以上通園しており、保護者が月64時間以上就労し、保育料を滞納していないなど、一定の要件を満たす児童の保護者。

●補助額

補助基準	3歳未満児補助上限額	3歳以上児補助上限額
市民税所得割相当額321,700円未満の世帯	月額20,000円	月額5,000円
市民税所得割相当額321,700円以上の世帯	月額10,000円	

※上記市民税の額は、世帯の申請年度の合計額によります。

※平成30年度から指定都市において税率が変更となりましたが、本補助金においては旧税率を基に補助基準を算定いたします。

※市内在住で横浜保育室に通園し、一定の要件を満たす場合も対象となります。

●申請手続き

通園している施設を通して年に1回申請してください。半年ごとの後払いです。
※この保育料補助は、幼児教育・保育の無償化（46ページ参照）と併せて適用されます。

問合せ先

幼保無償化事務センター TEL246-2025（平日 10:00～19:00）

企業主導型保育事業

子ども・子育て支援新制度に基づき、平成 27 年度から市町村認可事業として設けられた事業所内保育事業とは別に、企業主導により多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大や仕事と子育ての両立支援を目的に平成 28 年度から新たな保育事業として位置付けられた事業です。

従業員対象の保育施設の定員の一部に地域の住民等が利用する地域枠を設けている施設の場合は、地域の住民等で保育を必要とする児童の受入れも行いますが、国と企業が直接協議して運営する仕組みのため、自治体に最新情報はございません。ご利用をお考えの方は勤務先に確認するか、地域枠を利用したい方は施設に直接お問合せいただくこととなります。

なお、小規模保育事業 B 型や事業所内保育事業(小規模型)と同様の運営基準が適用となる認可外保育施設となります。

施設の詳細については、98・99 ページを参照ください。

地域保育園

児童福祉法上の認可を受けていない保育施設です。

受入年齢	0歳～小学校就学前（保育園によって異なります。）
開所日時	保育園によって異なります。
保育料	
申込先	各保育園に直接お申込み・お問合せください。TEL99ページ参照

(4) 認可保育所などにおける多様な保育事業

一時保育

保育所等の施設に通われていない児童の保護者が就労や就学、病気や冠婚葬祭のほか、子育て負担を軽減する目的（リフレッシュ）などのため、お子さんを家庭で保育できない場合に、週3日以内または月64時間に満たない範囲で一時的に、保護者に代わって保育をする制度です。

●利用条件

保育所等に入所させていないお子さんの保護者が、次のいずれかにより、一時的に家庭で保育できない場合

ア 保護者が就労や就学などを行っている場合

（非定型的保育／週2～3日）

イ 保護者が週1日程度の就労や就学などを行っている場合

（緊急・一時保育／週1日程度）

ウ 保護者が病気で入院しなければならなくなったなどの場合

（緊急・一時保育／連続して14日まで）

エ 保護者の子育て負担の軽減やリフレッシュ（買物・映画等）などを図る場合（緊急・一時保育／週1日程度まで）

●利用定員

非定型的保育、緊急・一時保育 合わせて12人くらいまで

●利用料（市で設定した上限金額です。各施設で個別に設定している場合があります。）

1歳未満児 日額 2,900円 / 3歳未満児 日額 2,500円

3歳以上児 日額 1,500円

※利用料は当該年度4月1日時点の年齢によりますが、1歳未満児については、現に利用する日に満1歳未満である場合に適用となります。

※市内在住者に限り、被保護世帯、市民税非課税世帯、年収360万円未満世帯、里親に委託されている児童、児童扶養手当受給世帯、多胎児は上記料金が無料になります。

ただし、多胎児については、就労以外の緊急・一時保育利用時に限ります。

また、市内在住者に限り、未就学のきょうだい認可保育所等（市外施設も含む）を同時に利用する場合に、一時保育を利用するきょうだいの利用料金が第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※昼食代やおやつ代等は実費負担となりますので、各保育所へお問合せください。被保護世帯は、昼食代・おやつ代等実費負担が日額500円を上限に無料となります。

●申込み先

事前登録制です。各実施施設にお申込み・お問い合わせください

●一時保育実施施設

	保育所名	住所	電話番号	保育時間（平日）	受入年齢
川崎区	西大島ルーテル保育園	大島1-24-12	280-6222	8:30~17:00	概ね1歳~
	川崎区保育・子育て総合支援センター 大島保育園	大島4-17-2 (川崎区保育・子育て総合支援センター 1・2階)	201-3319	8:30~17:00	5か月~
	保育園川崎ペアーズ	大島上町22-12	589-7545	8:30~17:00	5か月~
	小田さくら保育園	小田3-17-3	280-7922	8:30~17:00	5か月~
	大師駅前ひよこ保育園	川中島1-21-4	266-1450	8:30~17:00	5か月~
	京町いづみ保育園	京町3-26-1	322-3811	8:30~17:00	離乳食完了後
	境町パイナップル保育園	境町11-9	222-8686	9:00~17:30	5か月~
	桜本保育園(★)	桜本1-9-6	288-2545	8:30~17:00	5か月~
	出来野ルーテル保育園	出来野6-7	201-1146	8:30~17:00	離乳食完了後
	あすいく保育園	日進町22-14	221-1015	8:30~17:00	10か月~
	かわなかじま保育園	藤崎2-19-2	246-7510	8:30~17:00	6か月~
	のぞみ保育園	富士見1-6-10	223-2229	8:30~17:00	離乳食完了後
	夜間保育所あいいく	本町1-1-1	222-2171	9:00~18:00	4か月~
	よつば保育園	四谷上町14-8	288-4289	8:30~17:00	概ね1歳~ 1歳未満は要相談
	新町しほかせ保育園	渡田4-9-4	223-8818	8:30~17:00	5か月~
幸区	YMCAかわさき保育園	大宮町26-3 3号棟 102	520-1825	8:30~17:00	概ね1歳~
	おぐら保育園	小倉4-6-23	223-8012	8:30~17:00	5か月~
	ふくじゅ保育園	鹿島田1-21-8	201-8080	8:30~17:00	概ね1歳~
	みなみがわら保育園	河原町1-77	396-3171	8:30~17:00	概ね1歳~
	新川崎みらいのそら保育園	北加瀬1-11-4	589-5588	8:30~17:00	5か月~
	どりーむ保育園	北加瀬1-31-5	580-3020	8:30~17:00	概ね1歳~
	小向さくら保育園	小向西町3-52-3	511-6555	9:00~17:30	5か月~
	かしまだ保育園	下平間1-10	200-4991	8:30~17:00	離乳食完了後、歩行可
	かわの風保育園	戸手2-12-10	542-8133	8:30~17:00	6か月~
	つくし保育園	戸手本町2-420-1	223-7531	8:30~17:00	概ね1歳~
	どりーむ東小倉保育園	東小倉2-36	542-7885	8:30~17:00	概ね1歳~
	ひよし保育園	南加瀬2-9-20	588-3555	8:30~17:00	概ね1歳~
	みなみかせ保育園	南加瀬3-12-8	201-8042	8:30~17:00	5か月~
	保育園リエッタ	南幸町2-9 2・3階	541-9885	9:00~18:00	概ね1歳~
	幸いづみ保育園	南幸町3-149-3 5階	542-5696	8:30~17:00	5か月~
中原区	長寿保育園	井田中ノ町12-20	777-5403	9:00~17:30	10か月~
	武蔵小杉おおぞら保育園	今井西町11-12	299-8889	8:30~17:00	5か月~
	神地保育園	上小田中6-34-36	948-4854	8:30~17:00	4か月~
	社会福祉法人けいわ会 上小田中保育園	上小田中1-28-25	982-9215	8:30~17:30	7か月~
	まんまる保育園(★)	上小田中1-29-20	920-9700	8:30~17:30	概ね1歳~
	にじいろ保育園南平間	上平間1183	511-0010	8:30~17:00	概ね1歳6か月~
	多摩保育園	上丸子山王町2-1337	411-1122	8:30~18:00	6か月~
	社会福祉法人長幼会 玉川保育園(★)	北谷町61	555-1778	8:30~17:00	6か月~
	木月ほほえみ保育園(◆)	木月4-14-5	948-4483	8:30~17:30	10か月~
	木月保育園(◆)	木月4-42-14	433-1958	8:30~17:30	10か月~

	保育所名	住所	電話番号	保育時間(平日)	受入年齢	
中原区	すみれ保育園	木月住吉町1-12	430-5544	8:30~18:00	6か月~	
	中原区保育・子育て総合支援センター 中原保育園	小杉陣屋町2-3-1 (中原区保育・子育て総合支援センター 1・2階)	744-3288	8:30~17:00	5か月~	
	さくらの木保育園(★)	下小田中1-11-1	766-6001	8:30~17:00	概ね1歳~ 1歳未満は要相談	
	エクセレント西宮内保育園	宮内1-24-7	740-5106	9:00~17:30	5か月~	
	ももの里保育園	宮内2-26-40	753-2980	8:30~17:00	概ね1歳~	
高津区	うめのみ保育園	久地3-13-1	829-1830	8:30~17:00	離乳食完了後	
	わかばの杜保育園	子母口378	755-2271	8:30~17:00	離乳食完了後	
	緑の杜保育園	下作延2-6-3	866-6914	8:30~17:00	概ね1歳~	
	保育園ゆいまあむ	末長2-15-6	948-6300	8:30~17:00	5か月~	
	末長こぐま保育園	末長3-25-5	948-6615	8:30~17:00	6か月~	
	すこやか諏訪保育園	諏訪3-20-15	712-5496	8:30~17:00	10か月~	
	たちばな中央保育園	千年1300	753-2525	8:30~17:00	6か月~	
	野川ほのぼの保育園	東野川2-31-8	750-8600	8:30~17:00	5か月~	
	すこやか高津保育園	二子5-1-5	833-8862	8:30~17:00	10か月~	
	YMCAたかつ保育園	溝口1-19-1	281-7833	8:30~17:00	離乳食完了後	
	すこやか溝口保育園	溝口2-31-1	543-8120	8:30~17:00	10か月~	
	みぞのくち保育園	溝口4-19-2	811-5081	8:30~17:00	6か月~	
	西高津くさはな保育園	溝口6-10-2	543-9393	8:30~17:00	4か月~	
	川崎たちばな保育園	向ヶ丘1-3	789-9710	8:30~17:00	5か月~	
	宮前区	西有馬おひさま保育園	有馬1-8-6	855-2121	8:30~17:00	5か月~
		健爽学園ゆりかご幼稚園	犬蔵1-19-16	863-9255	8:30~17:00	1歳~
グリーンフォレスト 神木保育園(★◆)		神木本町2-5-5	871-7010	8:30~17:30	5か月~	
みなみすがお保育園		菅生4-4-1	863-8741	8:30~17:00	5か月~	
宮前空翠保育園		土橋1-2-3	855-8820	8:30~17:00	5か月~	
土橋保育園(※)		土橋2-11-4(~R5.9) 土橋2-14-1(R5.10~)	855-2877	8:30~17:00	5か月~	
さぎ沼なごみ保育園		土橋3-1-6	871-7538	8:30~17:00	10か月~	
たつのこのはら保育園		土橋4-7-1	920-9200	8:30~17:00	6か月~	
こどものいえもも保育園		馬絹1-24-9	860-2415	8:30~17:00	10か月~	
もものか保育園		馬絹1-9-2	860-2781	8:30~17:00	概ね1歳~	
すきっぷ保育園(★)		宮崎2-1-1 2階	877-6215	8:30~17:00	概ね1歳~	
アスク宮前平保育園		宮前平2-11-6	854-4855	8:30~17:00	5か月~	
みやまへの杜保育園		宮前平3-9-1	872-7455	8:30~17:30	10か月~	
ティンクルくぬぎ坂保育園		南野川3-28-11	920-9611	8:30~17:00	5か月~	
多摩区		登戸ピノキオ保育園	生田2-20-23	819-5581	8:30~17:00	5か月~
		そらまめ保育園(本園)	宿河原1-1-32	299-8760	8:30~17:00	5か月~
	西しゅくマーノ保育園	宿河原2-19-6	933-1152	8:30~17:00	離乳食完了後	
	保育園アリス宿河原	宿河原3-13-9	455-5211	8:30~17:00	5か月~	
	ひばり保育園	宿河原6-46-6	811-1255	8:30~17:00	概ね1歳~	
	星の子愛児園	菅稲田堤1-17-25	944-1515	8:30~17:00	6か月~	
	菅の子愛児園	菅稲田堤1-3-16	945-2333	8:30~17:00	5か月~	
	KFJ多摩なのはな保育園	登戸2249-1	930-1261	8:30~17:00	離乳食完了後	
	中野島フレンズ 保育園(◆)	布田18-25	944-9288	8:30~17:00	離乳食完了後	
	三田かしのみ保育園	三田1-18-3	932-2111	8:30~17:00	概ね1歳~	

	保育所名	住所	電話番号	保育時間（平日）	受入年齢
麻生区	すぎのこ保育園	岡上1-15-6	988-3415	9:00~17:00	概ね1歳~
	あさのみ保育園	上麻生3-22-14	969-5403	8:30~17:00	概ね1歳~
	柿生保育園	上麻生5-23-1	988-1453	8:30~17:00	概ね1歳~
	はじめの一步保育園	上麻生7-41-5	981-5105	8:30~17:00	概ね1歳~
	社会福祉法人横浜悠久会 白鳥保育園	白鳥1-17-2	987-8206	8:30~17:00	概ね1歳~
	はるひ野保育園	はるひ野2-7-1	281-8787	8:30~17:00	概ね8か月~
	くろかわのぞみ保育園	はるひ野4-7-1	819-7481	8:30~17:00	概ね1歳~
	至誠館ゆりがおか保育園	百合丘1-18-3	966-5858	8:30~17:00	6か月~

表中の（★）は、記載以外に実施保育時間の延長を行っている施設です。（◆）は土曜保育を行っている施設です。実施時間、延長時の料金等、詳細は各保育所にお問い合わせください。（※）令和5年11月から実施予定です。

夜間保育

通常の認可保育所の保育時間ではお子さんを預けられない夜間にかけての就労などを保護者などが行っている場合に、お子さんをお預かりする施設です。

●実施施設 ※定員・受入年齢は82ページ参照

名称	所在地	電話番号
夜間保育所あいいく	川崎区本町1-1-1	222-2171

●開所日と保育時間：月~土 11:00~22:00 ※9時から延長保育を実施

●入所要件・保育料・申込み先・問い合わせ先：認可保育所の場合に同じ

休日保育

保育所等を利用しているものの、日曜や祝日にも保護者が就労などをしており、お子さんを家庭で保育できない場合にご利用いただく制度です。

なお、休日保育の利用にあたっては、労働基準法により少なくとも1週間に1日は休みを取ることとなっていますので、普段通っている保育所を月曜~土曜の間で最低1日は休み、保護者がお子さんを保育してください。

●実施施設

名称	所在地	電話番号
のぞみ保育園	川崎区富士見1-6-10	223-2229
YMCAかわさき保育園	幸区大宮町26-3 3号棟 102	520-1825
かしまだ保育園	幸区下平間1-10	200-4991
すみれ保育園	中原区木月住吉町1-12	430-5544
緑の杜保育園	高津区下作延2-6-3	866-6914
さぎ沼なごみ保育園	宮前区土橋3-1-6	871-7531
KFJ多摩なのはな保育園	多摩区登戸2249-1	930-1261

●利用条件：対象児が離乳食を完了していることが必要です。

●利用定員と保育時間：10人程度 原則 8:00~18:00

●利用料金：通常保育の保育料に含まれます（必ず納入してください）

●申込み先：各実施施設にお申込みください。

問合せ先

各実施施設

病児・病後児保育施設

お子さんを保育所などに入所させているものの、お子さんが病気や、病気の治りかけで、まだ、通常の保育所などでは預かってもらえないときに、保護者に代わって一時的にお預かりする施設です。

●病児保育施設

施設名	所在地	電話番号	利用定員
エンゼル川崎	川崎市藤崎1-1-3富有レジデンス1階	201-6937	12人（感染症児のための隔離室2室あり）
エンゼル中原	中原区新城3-5-1新城中島ビル3階	872-9137	
エンゼル宮前	宮前区土橋7-25-15	789-9117	
エンゼル麻生	麻生区栗木台1-2-5	455-5473	

●病後児保育施設

施設名	所在地	電話番号	利用定員
エンゼル幸	幸区柳町55-3	555-6741	8人（感染症児のための隔離室1室あり）
エンゼル高津	高津区二子5-1-5	833-8872	12人（感染症児のための隔離室2室あり）
エンゼル多摩	多摩区中野島3-15-10	922-8724	

●利用条件

市内在住で、お子さんを保育所などに入所させているものの、お子さんが病気や、病気の治りかけで、まだ、通常の保育所などでは預かってもらえない場合 ※各施設への事前登録が必要です。

●保育時間 月～金 8:00～18:00

●利用料金 日額 2,900円（昼食・おやつ代含む）

※被保護世帯、市民税非課税世帯及び児童扶養手当受給世帯等には、上記料金の減免制度があります。

●利用方法

各施設に電話で利用予約し、かかりつけの医師を受診し「主治医指示書」を記載してもらい、各施設を利用してください。

●市外施設の利用

本市は横浜市及び町田市と施設の相互利用協定を締結しているため、市内在住の方が横浜市や町田市内の病児・病後児保育施設を利用することが可能です。詳細は、川崎市のHPをご確認ください。

ホームページはこちらから→

病児・病後児保育事業

検索

問合せ先

各施設に、お問い合わせください。

お子さんの預け先を検討する際に

川崎市では、多様な保育ニーズに対応するため、「認可保育所」のほかに、「小規模保育」、「家庭的保育」、「事業所内保育」といった「地域型保育事業」のほか、「川崎認定保育園」等の認可外保育施設など様々な保育事業を実施しています。

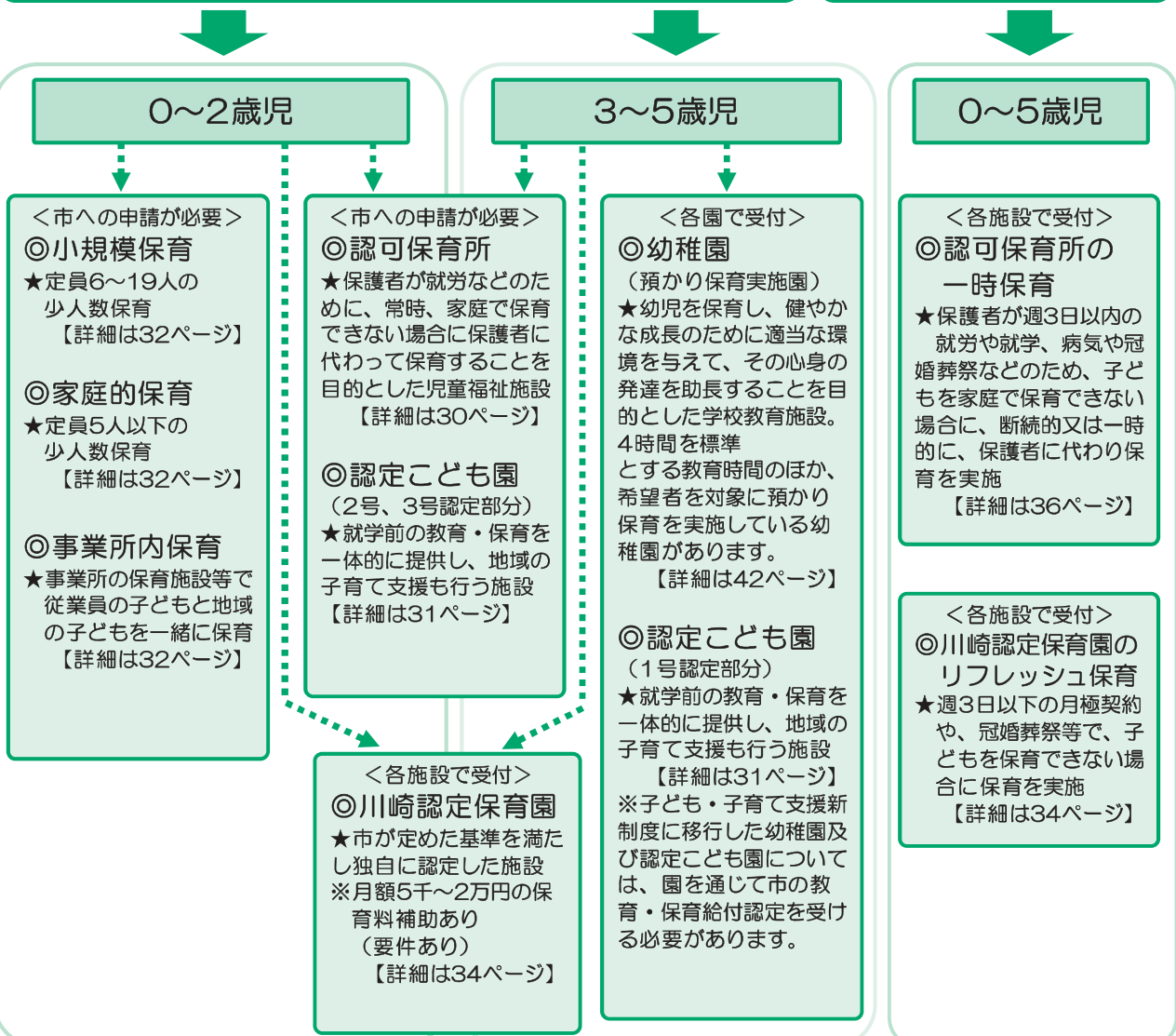
さらに、働きながら幼稚園に通わせたいという希望に対応して、預かり保育を実施している幼稚園もあります。

お子さんの預け先を検討する際には、下の図を参考に、ご家庭のニーズにあった施設・事業を探してください。

なお、各施設・事業により受入年齢や保育時間などが異なりますので、詳細は必ず施設にご確認ください

日常的に 子どもを預けたい

一時的に 子どもを預けたい



◎企業主導型保育事業【詳細は35ページ】

★国が市町村による計画とは別に直接企業等に働きかけ、企業等が直接運営を行う施設。

※自治体に最新情報はございませんので、ご利用をお考えの方は、勤務先か施設に直接お問い合わせいただくこととなります。

◎地域保育園【詳細は35ページ】

★市に開設の届出をし、認可外保育施設指導監督基準を満たした施設(0~5歳児受入・施設による)

(5) 幼稚園

幼稚園の入園手続

●幼稚園とは

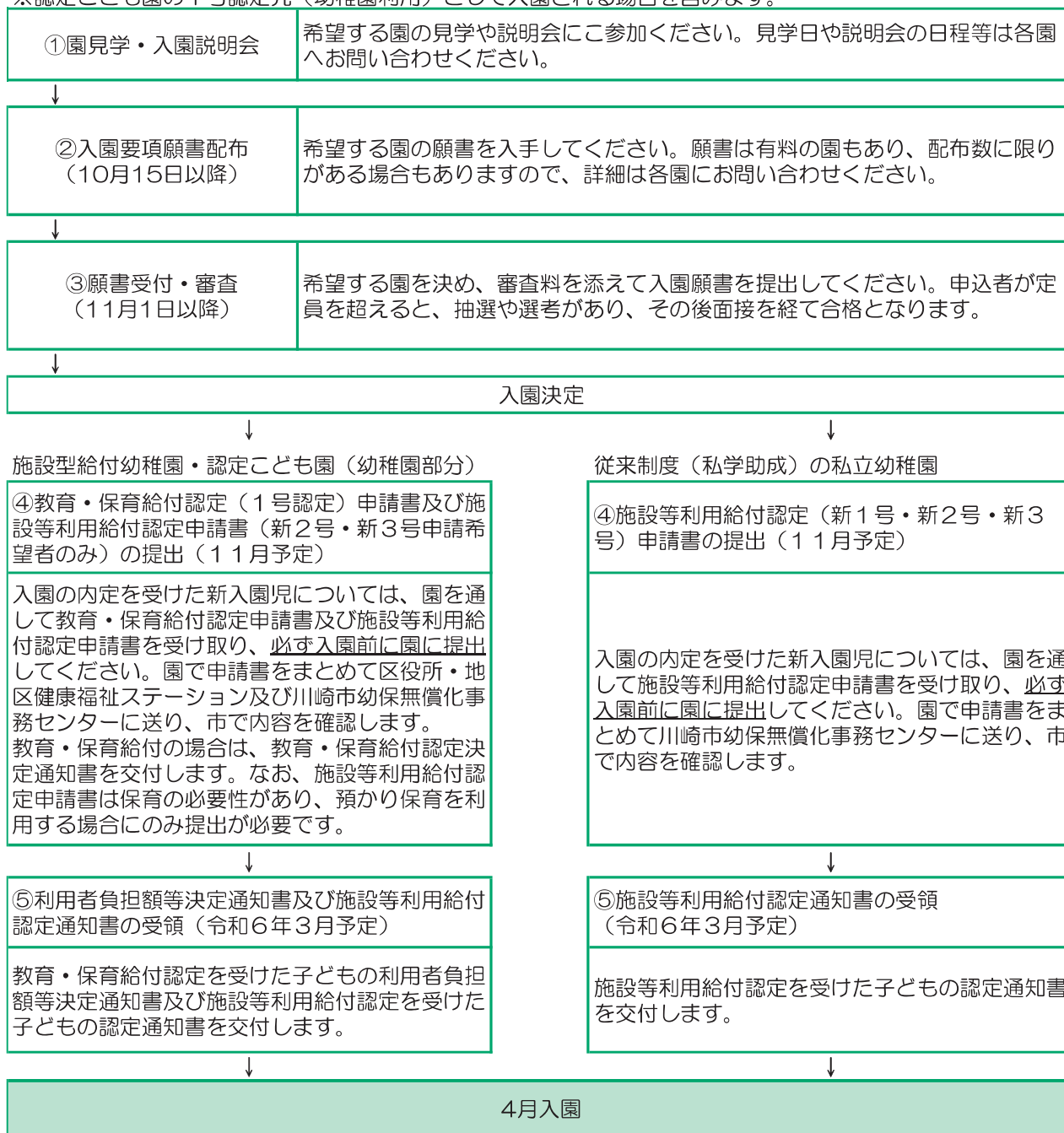
義務教育とその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした学校教育施設です。

子ども・子育て支援新制度の幼稚園（施設型給付）となった施設と、これまでの制度を継続している幼稚園（私学助成）に分かれますが、どちらに通園しても従来通り幼児教育を受けることは変わりありません。100～102ページの☆・◆マークのついている園が新制度に移行した幼稚園・認定こども園となります。

対象年齢	3～5歳児
開園日	月曜～金曜。夏休み・冬休み・春休みの長期休園があります。
保育時間	1日4時間を標準としています。園によっては、標準の保育時間を超えて預かり保育を実施している園もあります。詳しくは100～102ページをご覧ください。
入園料・保育料	各園によって異なります。子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園（施設型給付）・認定こども園（幼稚園部分）の保育料は、無料です。（ただし、特定負担額（保育料の上乗せ分や入園料）のある園があります。）

●入園までの流れ

※認定こども園の1号認定児（幼稚園利用）として入園される場合を含みます。



問合せ先

川崎市幼稚園協会 TEL711-8383 FAX733-5000

または各幼稚園 TEL100~102 ページ参照

幼稚園型一時預かり事業実施園における預かり保育料補助金

地域型保育事業等（2歳児までの受入施設）の卒園児が幼稚園・認定こども園で実施する幼稚園型一時預かりを利用した場合、預かり保育の利用料のうち、無償化上限額を超える利用料を保護者に対して補助します。

●補助の対象（以下①～③の要件をすべて満たす保護者）

①地域型保育事業等の卒園児※1である

②卒園後の最初の4月1日時点で幼児教育・保育の無償化を保育認定で受けている

③卒園後の最初の4月1日時点で幼稚園型一時預かり事業を実施する川崎市内の幼稚園・認定こども園※2に入園している

※1 地域型保育事業等の卒園児

家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）、認可保育所（2歳児までの受入施設に限る）を卒園した児童です。

※2 幼稚園型一時預かり事業の実施園

100～102ページの預かり保育で◎・○マークのついている園です。

●補助額

預かり保育の利用料のうち、無償化上限額（月額上限11,300円：47ページ参照）を超える分に対して、月額上限5,000円

●補助対象期間

対象となる園児の入園後から就学前まで

※対象となる園児が市内幼稚園に転園する場合、上記補助の対象①②③を満たしていれば、転園後の園でも補助対象となります。ただし、入園後、幼児教育・保育の無償化の保育認定がなくなる期間が生じる場合は、それ以降補助対象外となります。

●申請手続き

原則、通園している園を通して申請してください。必要な書類は、別途園を通じてお知らせします。

問合せ先

こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当

TEL200-3179 FAX200-3533

(6) その他の施設

幼稚園類似施設利用料等補助金

幼稚園類似施設（無認可幼児教育施設等）に通園している子どもの利用料等を補助します。

※認可幼稚園や保育所は対象になりません。対象となる施設については、お問い合わせください。

※原則、既に幼児教育・保育の無償化の給付を受けている場合は、対象外となります。

●補助の対象

市内在住で、幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、市の基準に該当する幼稚園類似施設に通園している満3歳児以上の保護者の方

●補助額（所得制限はありません。）

幼児1人につき月額上限20,000円（利用する施設等の過去3か年の平均月額利用料が20,000円を下回る場合は当該平均月額利用料）

●申請手続き

原則、通園している施設を通して申請してください。必要な書類は、別途施設を通じてお知らせします。

●市内対象施設

施設名	所在地	電話番号
川崎朝鮮初中級学校	川崎区桜本2-43-1	266-3091
ALC貝塚学院	川崎区田島町15-19	366-3841
キンカーン インターナショナルスクール	川崎区堤根37-1	233-3970
キッズインターナショナル武蔵小杉	中原区小杉町 2-227 ITOビル1棟 3階	733-6031
南武朝鮮初級学校幼稚部	高津区末長3-1-15	866-6411
チューリップルーム	宮前区宮前平2-9-23 ヒカリコーポAB	865-6766
パティスポーツ幼稚園はるひ野	麻生区はるひ野4-3-2	819-4601

※令和5年4月現在

問合せ先

こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当

TEL200-3179 FAX200-3533

(7) 幼児教育・保育の無償化

子育てに関わる経済的負担を軽減するため、令和元年10月1日から幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3～5歳児クラスの子どもたち、市民税非課税世帯の0～2歳児クラスの子どもたちの利用料が無償化されました。

※給食費（主食＋副食）、通園バス費などの実費は対象外です。

無償化の内容は施設によって異なり、大きく3つのケースに分類できます。

問合せ先

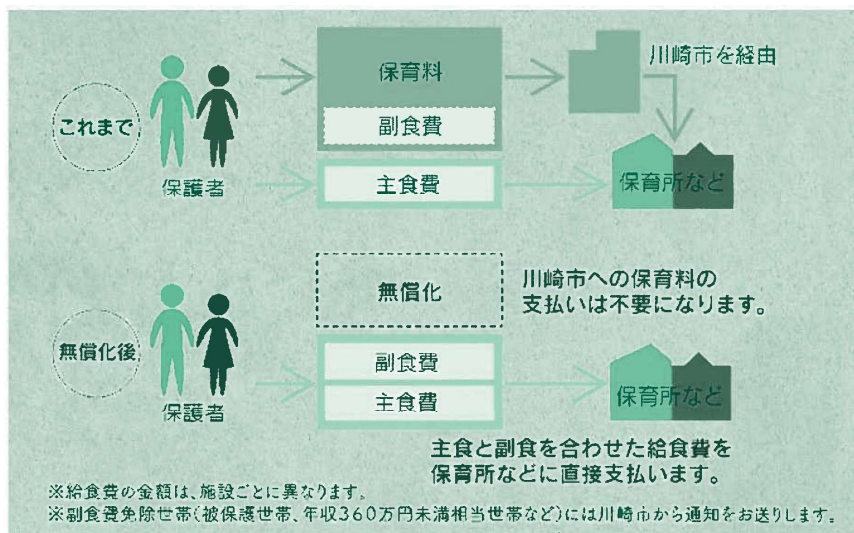
幼保無償化事務センター TEL246-2025（平日 10:00～19:00）

1 認可保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業

認可保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）を利用する3～5歳児クラスのすべての子どもたちの利用料が無償化されます。

0～2歳児クラスの子どもたちについては、市民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

※3～5歳児クラスの給食費のうち、副食費（おかずやおやつ代など）の扱いは以下のとおりです。



※他の無償化対応施設との重複適用はできません。（児童発達支援等を除く）

（例）認可保育所に通いながら、病児保育を利用

→病児保育の利用料は無償とはなりません。

※認定こども園（保育所部分）については、各園で金額や徴収時期を定めている特定負担金などは対象外です。

2 認可外保育施設など

川崎認定保育園、地域保育園、事業所内保育施設（認可外）、一時保育、年度限定型保育、病児・病後児保育、ふれあい子育てサポート、ベビーシッター等を利用する、保育の必要性のある3～5歳児クラスのすべての子どもたちは月額37,000円まで、0～2歳児クラスの市民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円までの利用料が無償化されます。

ただし、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」（保育の必要性の認定）が必要となります。

※利用料については、一旦、施設にお支払いください。専用の請求書と、施設からもらった領収書、提供証明書を川崎市へ送付し、審査ののち、申請者名義の銀行口座に利用料が振り込まれます。

※無償化の対象施設は川崎市のHPに掲載しています。

掲載のない施設は対象外ですのでご注意ください。

ホームページはこちらから→

無償化 施設

検索

3 幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）

幼稚園（施設型給付）、認定こども園（幼稚園部分）を利用する3～5歳児クラスすべての子どもたちの利用料が無償化されます。

また、幼稚園（私学助成）を利用する3～5歳児クラスすべての子どもたちの利用料が、月額25,700円を上限として、無償化されます。

さらに、保育の必要性のある3～5歳児クラスの子どもたちは月額11,300円まで、市民税非課税世帯の満3歳児の子どもたちは月額16,300円まで、預かり保育の利用料が無償化されます。（1日あたり450円を上限）

ただし、預かり保育が無償化されるには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※利用料の上限を超える費用（入園金、特定負担額など）、及び園が実費で徴収している費用（教材費、通園バス費、給食費、行事費など）については、無償化の対象外となります。

※幼稚園などが実施する教育時間を含む預かり保育の、平日の実施時間が8時間未満、または年間実施日数が200日未満の場合、認可外保育施設などの利用料も無償化の対象となります。

保育所等における感染予防対策について

安心してお子さんをお預けいただけるよう、保育所等において、厚生労働省作成の感染症対策ガイドライン等に従って感染症予防対策を行っています。



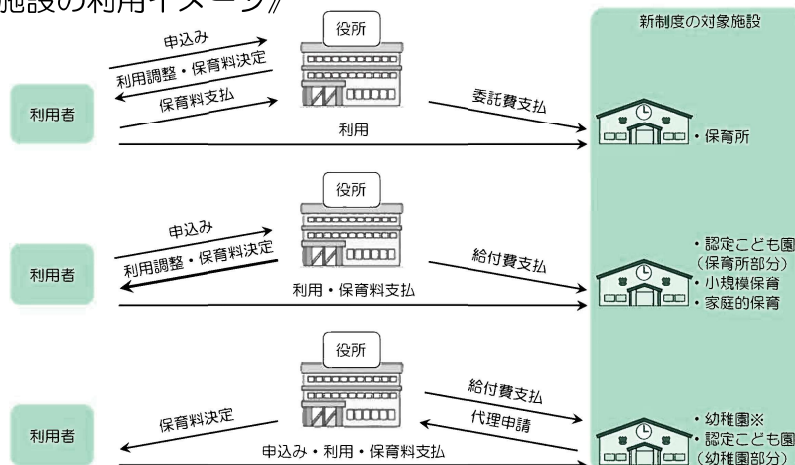
参考文献

- ・「保育所における感染症対策ガイドライン」厚生労働省

子ども・子育て支援新制度について

就学前の子どもの教育・保育を保障するために「給付制度」が平成 27 年 4 月から導入されました。給付の対象となる保育所、幼稚園、小規模保育事業等を利用した場合、国、県、市は、その教育・保育を提供するために必要な経費を給付費として施設等に支払います（法定代理受領）。

《新制度の対象施設の利用イメージ》



※ただし、新制度の対象とならない幼稚園（私学助成）は、園への申込と園での選考、園の定めた費用等の支払いが必要となります。

問合せ先

- 保育料・利用調整に関すること こども未来局保育対策課 TEL200-3424
- 民間保育所の運営に関すること こども未来局保育第1課 TEL200-2662
- 地域型保育事業、川崎認定保育園に関すること
- こども未来局保育第2課 TEL200-3128
- 幼稚園に関すること こども未来局幼児教育担当 TEL200-3179